

住宅災害共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(生計を共にする者の範囲)</p> <p>第5条 前条、第24条（火災等および風水害等の定義）第1項第4号および第5号、【削除】規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号、ならびに第10条（共済金受取人の代理人）第6項第3号に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>	<p>(生計を共にする者の範囲)</p> <p>第5条 前条、第24条（火災等および風水害等の定義）第1項第4号および第5号、ならびに規約第8条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号【挿入】に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>
<p>(指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)</p> <p>第6条 【中略】</p> <p>4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項第1号に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>	<p>(指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い)</p> <p>第6条 【中略】</p> <p>4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項【挿入】に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるときをいいます。</p>
<p>(被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い)</p> <p>第13条 規約第15条（共済契約の更新および更改）の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新・更改可能年齢もしくは更新可能年齢の範囲外である場合には、共済契約者は共済契約を更新できません。</p>	<p>(被共済者の年齢による共済契約の更新の取扱い)</p> <p>第13条 規約第15条（共済契約の更新および更改）の規定にかかわらず、共済期間の満了日の翌日において被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新【挿入】年齢【挿入】の範囲外である場合には、共済契約者は共済契約を更新できません。</p>
<p>(更改契約の取扱い)</p>	<p>(更改契約の取扱い)</p>

新条文	旧条文
<p>第14条 この会は、共済期間の満了日の翌日において、被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新・<u>更改可能年齢</u>もしくは<u>更新可能年齢</u>の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができない場合、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更改の申込みがあったものとみなし、満了する共済契約（当該共済契約に、更新前または更改前の契約もしくは次条に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の効力がはじめて発生した日の年応当日に更改することができます。</p>	<p>第14条 この会は、共済期間の満了日の翌日において、被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新【挿入】年齢【挿入】の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができない場合、満了する共済契約と同一内容（規約または細則の改正がなされたときは、改正後の規約または細則による内容）で、規約第15条（共済契約の更新および更改）に定める更改の申込みがあったものとみなし、満了する共済契約（当該共済契約に、更新前または更改前の契約もしくは次条に定める移行をする前の契約がある場合は、その契約）の効力がはじめて発生した日の年応当日に更改することができます。</p>
<p>(移行契約) 第15条 【中略】 <u>2. 共済契約者は、被共済者について、学生総合共済事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同条第2項および第4項に定める年齢の範囲外となり住宅災害共済の契約に変更しようとする場合には、学生総合共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。</u> <u>3. 共済契約者は、被共済者について、全国大学生協共済生活協同組合連合会の実施する短期生命共済（以下、「短期生命共済」といいます。）事業規約第8条（被共済者の範囲）第1項に定める「学生」でなくなる、もしくは同条第2項に定める年齢の範囲外となり（ただし、学生総合共済事業規約第1条（通則）第2項に基づく共同引受制度に該当する場合は前項によります。）住宅災害共</u></p>	<p>(移行契約) 第15条 【中略】 【挿入】 【挿入】</p>

新条文	旧条文
<p><u>済の契約に変更しようとする場合には、短期生命共済の契約について解約または満了すると同時に住宅災害共済の契約を締結することができます。</u></p> <p><u>4.</u> <u>前3項</u>の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p><u>5.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>6.</u> 共済契約者は、移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第19条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>7.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p><u>8.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>9.</u> この会は、移行契約において、規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>	<p><u>2.</u> <u>前項</u>の規定によりこの会が承諾した共済契約を「移行契約」といいます。</p> <p><u>3.</u> 移行契約は、移行前の契約の解約日または満了日の翌日午前零時からその効力が発生します。</p> <p><u>4.</u> 共済契約者は、移行契約の初回掛金を移行前の契約の解約日または満了日までに払い込まなければなりません。なお、規約第18条（共済掛金の払込方法および払込期日）第4項および第19条（共済掛金の払込猶予期間）の規定を準用します。</p> <p><u>5.</u> 移行前の契約と移行契約の共済契約者が同一人である場合、移行前の契約において指定代理請求人が指定または変更されていたときは、移行契約においても引き続き同一内容による指定代理請求人の指定または変更があったものとみなします。</p> <p><u>6.</u> この会は、移行前の契約が無効となり、解約され、解除され、取消され、効力を失いまたは消滅した場合には、移行はなされなかったものとして取扱います。</p> <p><u>7.</u> この会は、移行契約において、規約第15条（共済契約の更新および更改）における「更新」または「更改」を「移行」と読み替え、当該条以下においても同様の取扱いとします。</p>
<p>（契約者割戻金の割り当て）</p> <p>第30条 生命共済事業規約第<u>139</u>条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効な共済契約」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の</p>	<p>（契約者割戻金の割り当て）</p> <p>第30条 生命共済事業規約第<u>138</u>条（契約者割戻金）第1項に定める「当該事業年度の決算日が属する月の末日に有効な共済契約」とは、事業年度の決算日が属する月の末日の</p>

新条文	旧条文
<p>24時までの効力を有する共済契約または事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第29条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</p>	<p>24時までの効力を有する共済契約または事業年度の決算日が属する月の末日中に規約第29条（共済契約の消滅）により消滅した共済契約をいいます。</p>
<p>（電磁的方法による共済契約の手続き） 第33条 〔中略〕 3. 第1項第2号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。 （1）共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。 （2）この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。 〔以下略〕</p>	<p>（電磁的方法による共済契約の手続き） 第33条 〔中略〕 3. 第1項第2号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。 （1）共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に〔挿入〕共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。 （2）この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。 〔以下略〕</p>
<p style="text-align: center;">付 _____ 則</p> <p style="text-align: center;"><u>（2021年（令和3年）5月31日細則一部改正）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1. この細則は2021年9月1日より施行します。</u></p>	<p style="text-align: center;">〔新設〕</p>